

## 住宅の被害状況に関する申出書（災害救助法応急修理参考資料）

令和 年 月 日

石巻市長 あて

住所

氏名

この制度は、自らの資力で修理を行い、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方に対して、必要最小限の修理を行うものです。

### 1 応急修理対象箇所について

この制度で修理できる部分は、日常生活に欠かせない居室（居間・寝室）・炊事室・便所・浴室これらをつなぐ廊下ですが、修理を希望する箇所は以下の部分です。

修理対象箇所

### 2 床について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※床の構造は、床組（床の骨組み）＋床の下地板＋表面の仕上材からなっています。）

- 床組 または 下地板 が壊れている。
- 下地材が吸水により変形、床下の湿気・悪臭・汚損がある。
- 仕上材のみの不具合 → 制度の対象外です。

### 3 壁について 1の修理部分の各箇所の状態は以下のとおりです。

（※壁の構造は、  
① 柱・はり＋下地材＋表面材（壁紙など）  
② 柱・はり＋仕上板（プリント合板・板など）  
③ 柱・はり＋竹組下地＋塗仕上げ

からなっています。）

- 柱・はり または 下地板 が壊れている。
- 下地板・仕上板が吸水により変形しており、日常生活に支障がある。
- 下地板・仕上板が吸水により湿気・悪臭・汚損があり、日常生活に支障がある。
- 壁紙がはがれているのみ → 制度の対象外です。
- 特に支障なし

※ 住宅の被害状況を確認するため、可能であれば、被害状況がわかる写真等を添付願います。